

平成 23 年 4 月 4 日

各 位

西日本シティ銀行

被災された方に対する「代理現金払戻し」の取扱対象銀行の追加について

この度の東日本大震災により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
西日本シティ銀行(頭取 久保田勇夫)は、東日本大震災により、福岡県内など当行営業店の所在地へ避難された下記銀行のお客さまへ、下記銀行に代わって預金の現金払戻しに応じる「代理現金払戻し」業務を行うこといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取扱対象銀行（東邦銀行に加え下記 5 行）

銀行名	本店所在地
きらやか銀行	山形県山形市
北日本銀行	岩手県盛岡市
仙台銀行	宮城県仙台市
福島銀行	福島県福島市
大東銀行	福島県郡山市

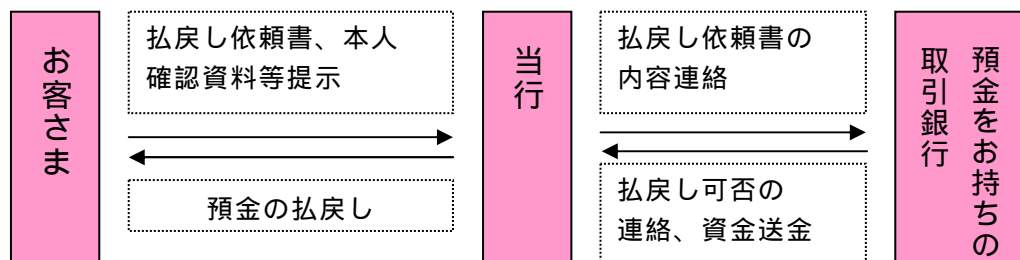
2. 取扱開始日

平成 23 年 4 月 8 日(金)

3. 「代理現金払戻し」業務の概要

対象となる預金	原則、普通預金、当座預金 (定期預金については、取引銀行の判断によります)
払戻し金額等	原則、法人・個人とも、1 日 10 万円(千円単位)まで
取扱店および取扱い時間	全営業店で平日 9 時～15 時の取扱いとなります。
取扱いに必要な書類	預金証書・通帳、届出の印鑑、およびご本人が確認できる資料 (運転免許証、健康保険証等) ただし、上記の資料をお持ちでない場合でも、対象銀行と連携を 図り、ご本人の確認ができれば払戻しは可能です。
ご留意事項	預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取 扱いとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 また、西日本シティ銀行の営業店には、相談専門店舗があり、本 件の取扱ができない店舗もありますので、ご了承ください。

(ご参考) 取扱フロー



以上

《本件に関するお問い合わせ先》

西日本シティ銀行 事務統括部 担当：定松・津田 092-476-2301